

在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

(対象患者)

第2 対象患者は、愛知県内（名古屋市を除く。）に住所を有する難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に規定する指定難病の患者及び愛知県特定疾患医療給付事業実施要領（昭和48年10月22日付48保予46号衛生部長通知）に掲げる対象疾患患者（血清肝炎、肝硬変を除く。）で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

(実施方法)

第3 知事は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業による訪問看護を行う訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）と、本事業による訪問看護の実施について別に定める契約書により委託契約を締結し、必要な費用を交付することにより事業を実施するものとする。

2 訪問看護ステーション等医療機関が診療報酬において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条等に規定する訪問看護療養費又は診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する在宅患者訪問看護・指導料を算定する場合には、原則として、1日につき4回目以降（包括型訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき訪問看護時間が90分以上の場合に限る）の訪問看護（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の回数は、対象患者1人に対して1週間につき5回を限度とする。ただし、対象患者の病状等から特に必要と認められる場合は、年間260回（特例措置として実施する場合を含む）の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行うことができるものとする。

(事業の期間)

第4 事業の実施期間は、同一患者について原則として1年を限度とする。ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法第50号。以下「法」という。)第7条に規定する医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という。)又は愛知県特定疾患医療給付事業実施要領に定める特定疾患医療給付事業受給者票(以下「特定疾患医療給付受給者票」という。)を現に有している場合は、その有効期間の満了日までとすることができる。

なお、知事が必要と認める場合は、前段の規定にかかわらず、その期間を更新することができるものとする。

(事業の申請)

第5 対象患者又は対象患者の扶養義務者(以下「申請者」という。)は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、対象患者の住所を所轄する県保健所、中核市(以下「保健所等」という。)の長を経由して知事に申請するものとする。

(1) 診療報酬対象分とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し

(2) 前号の訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書(診療報酬対象分及び診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。)の写し、及び、その日時・内容等の詳細のわかるもの

2 対象患者が、他の制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により、特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付受給者票の交付を受けていない場合には、前項に掲げる書類に加えて、法第5条第1項に規定する指定難病又は当該特定疾患に係る臨床調査個人票を知事に提出するものとする。

3 前2項に定める書類は、訪問看護ステーション等医療機関がとりまとめて保健所等の長を経由して知事に提出することができるものとする。

4 第2項に定める方法により申請を行った場合の実施期間は、第4の規定にかかわらず、実施期間の開始日以降最初に到来する9月30日までとする。ただし、実施期間の開始日が7月1日から9月30日までの場合は、実施期間を翌年の9月30日までとすることができる。

(事業の承認)

第6 知事は、第5に定める申請書の提出があったときはその内容を審査の上、適当と認めたときは在宅人工呼吸器使用患者支援事業承認通知書(様式第2号)、不適当と認めたときは在宅人工呼吸器使用患者支援事業不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知し、対象患者に係る訪問看護ステーシ

ョン等医療機関にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査に当たって必要と認めるときは、愛知県指定難病審査会等の意見を聞くものとする。
- 3 平成26年12月31日以前に当該事業の申請に基づき対象者として認められたものについては引き続き対象者とする。

(変更の届出)

第7 申請者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、在宅人工呼吸器使用患者支援事業申請書記載事項変更届（様式第4号）により、14日以内に保健所等の長を経由して、知事に届出をするものとする。

(資格の喪失)

第8 申請者は、対象患者が死亡、県外転出により本事業の資格を喪失したときは、在宅人工呼吸器使用患者支援事業資格喪失届（様式第5号）により、14日以内に保健所等の長を経由して、知事に届出をするものとする。

(報告等)

第9 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬対象分とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し及び当該訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書の写しをあらかじめ知事に提出するものとする。

- 2 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、事業の実績について、在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（様式第6号）を患者別に2部作成し、翌月の10日までに知事に提出するものとする。

(費用の請求)

第10 訪問看護ステーション等医療機関が事業を実施したときの訪問看護費用の額は、別紙に定める額とする。

- 2 対象患者の主治医による訪問看護指示料は、知事と別に定める契約書により委託契約を締結した医療機関が、月ごとに請求書（様式第7号）を知事に提出して請求するものとする。
- 3 訪問看護ステーション等医療機関が行った訪問看護の費用の請求は、月ごとに請求書（様式第8号）

を知事に提出して請求するものとする。

(秘密の保持)

第 11 この事業の関係者は、事業の実施により知り得た秘密を厳守するとともに、個人が特定されうる情報の取り扱いについては、その保護に十分配慮しなければならない。

(雑則)

第 12 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 7 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 30 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 31 日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用とする。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

ただし、第 2 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。

附 則

この要領は令和3年1月1日から施行する。

なお、この要領施行の際、現に改正前の要領の規定に定める様式により取り扱ったものは、この要領に定める様式により取り扱ったものとする。

附 則

- 1 この要領は令和3年6月25日から施行する。
- 2 施行日に現に対象患者であって、令和3年7月31日又は令和3年9月30日に承認期間が満了する者が、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響等により臨床調査個人票を提出することが困難となった場合等における第4及び第5の4の規定については、令和3年5月24日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

有効期間満了日	更新受付期間延長の特例	承認後の有効期間の特例
令和3年7月31日	令和3年10月29日まで	令和3年8月1日から令和4年9月30日
令和3年9月30日	令和3年12月28日まで	令和3年10月1日から令和4年9月30日

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

なお、改正前の様式については、この要領改正規定にかかわらず、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

なお、改正前の様式については、この要領改正規定にかかわらず、当分の間使用できるものとする。

別表（第10関係）

区分	費用の額	請求書
医師による訪問看護指示料	1月に1回に限り3,000円	様式第7号
訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用	1回につき8,450円	様式第8号
訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護費用	1回につき7,950円	
その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用	1回につき5,550円	
その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護費用	1回につき5,050円	

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

なお、包括型訪問看護療養費については、除外する。

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護費用	1回につき2,500円	様式第8号
准看護師による訪問看護費用	1回につき2,000円	